

# 個人情報保護等に関する条例の解釈及び運用基準

(令和5年3月31日 制定)

## 目次

|      |                          |    |
|------|--------------------------|----|
| 第1条  | 趣旨                       | 1  |
| 第2条  | 定義等                      | 3  |
| 第3条  | 個人情報ファイル登録簿の作成及び公表       | 6  |
| 第4条  | 開示決定等の期限                 | 10 |
| 第5条  | 開示決定等の期限の特例              | 13 |
| 第6条  | 開示請求に係る手数料の徴収等           | 16 |
| 第7条  | 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の徴収等 | 21 |
| 第8条  | 死者に関する情報に係る職員等の義務        | 25 |
| 第9条  | 死者情報の開示請求権               | 27 |
| 第10条 | 死者情報の訂正請求権               | 29 |
| 第11条 | 死者に関する情報の開示等の手続          | 31 |
| 第12条 | 審査会への諮問等                 | 38 |
| 第13条 | 実施状況の公表                  | 43 |
| 第14条 | 補則                       | 44 |
| 附 則  |                          | 45 |

## 第1条

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、死者に関する情報の保護が重要であることに鑑み、死者に関する情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、法第1条の目的を踏まえるとともに、死者に関する情報の保護の重要性及び適正な取扱いの必要性に鑑み、個人情報の保護等に関する条例（以下「条例」という。）の制定趣旨を明らかにしたものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 法の実施について

- (1) 法の実施に関し必要な事項を定めることについて規定するものである。
- (2) 「必要な事項」とは、法で委任された事項及び法により条例で定めることが認められた事項をいう。

#### 2 死者に関する情報について

- (1) 法においては、「個人情報」とは生存する個人に関する情報である旨規定しており、個人情報保護委員会作成の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」という。）」においても、「法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない」とされている。
- (2) 一方、法においては、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合、当該遺族の個人情報として開示が認められるが、当該死者の生前の名誉に関わる情報等、遺族等の個人情報に該当しない事例については、開示請求が認められないケースが考えられる。
- (3) しかし、このような情報は、遺族等にとっては自らの個人情報と同視し得るほど重要かつ切実なものである場合もあると考えられること、また、死者に関する情報であっても、みだりに他者に提供されたり不当に利用されたりすることは望ましくなく、保護及び適正な取扱いが必要であると考えられることから、個人情報とは明確に区別した上で、死者に関する情報の保護の重要性に鑑み、その適正な取扱いのため必要な事項について本条例に定めるものである。
- (4) 「必要な事項」とは、県の実施機関が保有する死者情報の開示請求権、死者情報の訂正請求権など、死者に関する情報の保護の基本となる具体的な施策に係る事項をいう。

### ○ 個人情報の保護に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めると

ともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第2条

(定義等)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「死者に関する情報」とは、死者に係る情報であって、法第2条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第2条第1項第3号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）又は同項第4号に規定する法人文書（地方独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該地方独立行政法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人が保有しているものに限る。）に記録されているものをいう。

3 この条例において「遺族等」とは、死者に関する情報に係る当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族をいう。

4 前3項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 【趣旨】

本条は、本条例の適用対象となる「実施機関」の定義及び、本条例において使用する「死者に関する情報」並びに「遺族等」の定義について定めるとともに、これらのほか本条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によることについて定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項関係（実施機関）

(1) 本条例における「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）により独立した権限を行使する機関を意味し、各実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各室課等及び出先機関の全体を含む。

なお、警察本部長については、組織及び権限上、公安委員会から相当程度独立した行政機関であり、個別の実施機関として定義したものである。

(2) 「地方独立行政法人」とは、県が設立した地方独立行政法人法第2条第1項に規定する独立行政法人であり、公立大学法人岩手県立大学及び地方独立行政法人岩手県工業技術センターを指す。

これらの法人は、一部（法第4章に規定する部分）について、民間の事業者を対象とした法の規定が適用されることとなったものであるが、法第125条第2項の規定により、個人情報請求手続、審査請求手続等（法第5章第3節から第5節に規定する部分）については行政機関等を対象とした規定の適用を受けることとされたことから、本条例における実施機関に含めるものである。

(3) 地方公務員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）その他の法律により設立された公益財団法人等は、県とは別の団体であるので実施機関には含まれない。

(4) なお、議会については、法第2条第11項第2号の規定により地方公共団体の機関から除かれたことから、本条例における実施機関には含まれないが、県と密接不可分な公共的な機関として、特

に適正さや迅速さを求められる審査請求手続については共通のものとするのが、審査請求人の救済の観点に加え、当該機関の負担軽減の観点からも合理的と判断される。

よって、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例（令和4年岩手県条例第50号。以下「審査会条例」という。）により設置された岩手県情報公開・個人情報保護等審査会において、議会の保有する個人情報及び死者に関する情報についての審査請求に係る諮問等についても調査審議することとしたものである。

## 2 第2項関係（死者に関する情報）

- (1) 法における「個人情報」の定義には死者に関する情報を含まず、死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることも許容されない。
- (2) よって、本項は、本条例による保護の対象となる「死者に関する情報」について、法における「個人情報」とは異なる規定により定義付け、死者に関する情報が法に規定する「個人情報」には含まれないことを明らかにしたものである。
- (3) また、併せて、本条例における死者に関する情報が、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第2条第1項第3号に規定する行政文書又は同項第4号に規定する法人文書（地方独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人が保有しているものに限る。）に記録されているものであることを定義したものである。

## 3 第3項関係（遺族等）

- (1) 本条例は、死者の遺族のうち、当該死者と縁故関係が特に深く一定の地位にあると認められる者に対し、当該死者に関する情報の開示の請求等を認めるものであることから、当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族について、当該死者と縁故関係が特に深く一定の地位にあると認められる者として、「遺族等」と定義したものである。
- (2) 「その他同居の親族」とは、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の6親等内の血族又は3親等内の姻族であって、死者に関する情報の本人である死者とその生前同じ住居において生活を共にしていた者をいう。

## 4 第4項関係（その他の用語）

本条例は、死者に関する情報の保護等に関する事項を除き、法の施行に関する条例であることから、第2条第1項から第3項までに規定するもののほか、本条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によることとしたものである。

### ○ 個人情報の保護に関する法律

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは

記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3～11 [略]

## 第3条

(個人情報ファイル登録簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第2号（租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に係るものに限る。）、第4号及び第7号から第9号までに掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ法第75条第1項に規定する事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル登録簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル登録簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル登録簿に掲載しないことができる。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている「個人情報ファイル簿」のほか、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した本県独自の帳簿である「個人情報ファイル登録簿」を作成し、公表しなければならないことを定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項関係

(1) 法第75条第1項の規定により、行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、同条第2項（個人情報ファイル簿の作成・公表規定の適用除外）又は第3項（個人情報ファイル簿の記載内容の適用除外）に該当する場合を除き、所定の事項を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならないこととされている。

また、ガイドラインにおいて、「個人情報ファイル簿への記載及び公表を通じて、個人情報ファイルの内容を広く国民に知らしめることとなるので、個人情報ファイル簿の記載内容はできるだけ具体的に、かつ、国民に分かりやすいものとしなくてはならない」とされている。

(2) 個人情報ファイル簿を作成し、公表する趣旨は、行政機関の長等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を確保し、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、県民等が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするためである。

(3) 個人情報の取扱いに対する県民等の不安感を解消するためには、県が保有している個人情報の内容やその取扱いの状況を分かりやすく示すことが必要であり、特に、県民等が自己に関する情報の存在や内容を確認し、自己情報の開示や訂正等を請求するなど、自己に関する情報に関与していくためには、その前提として、個人情報の保有状況や取扱いの状況が明らかにされていなければならない。このことは、県自らがその保有する個人情報を明確に把握し、より慎重かつ責任ある取扱いを確保していくためにも重要である。

(4) この点、法第75条第5項においては、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない旨を規定している。

(5) よって、保有個人情報の慎重かつ責任ある取扱いのため、法において個人情報ファイル簿の

作成が義務付けられていない個人情報ファイルであっても、法第75条第5項において作成、公表が認められている個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿として、別途、「個人情報ファイル登録簿」を作成、公表することとしたものである。

- (6) 「法第75条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」については、既に公表されている個人情報ファイルの写しやバックアップに過ぎず、改めて個人情報ファイル登録簿を作成・公表する意義はあまりないと考えられることから、個人情報ファイル登録簿の作成、公表対象から除外している。
- (7) 「1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル」については、短時間で消去するものであり、個人情報ファイル登録簿に掲載しても、開示請求等の時点では存在しなくなっていることが多く、目的外利用・提供、漏えい等の危険も小さいと考えられることから、事務コストも考慮の上、個人情報ファイル登録簿の作成、公表対象から除外している。
- (8) なお、「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を全て消して何も記録していない状態にすることをいうが、例えば、統計データ化するなどにより、個人情報に該当しない情報に加工するなど、匿名化により特定個人識別性を失わせることも含まれる。
- (9) 個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル登録簿の様式及び記載については、別に定める「個人情報ファイル簿・個人情報ファイル登録簿記載要領」（令和5年4月制定）による。

## 2 第2項関係

- (1) 法第75条第3項では、記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることとしている。
- (2) 本項は、個人情報ファイル登録簿の取扱いについても、法第75条第3項に規定する個人情報ファイル簿の取扱いと同様とするものであるが、「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」については、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行う趣旨からすれば、判断を行う実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的かつ厳格に判断する必要があるものである。

### ○ 個人情報の保護に関する法律

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第74条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記



録範囲」という。)

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (9) 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (10) 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (11) その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) [略]
- (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- (10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- (11) 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル

3 [略]

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若

しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 [略]

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

## 第4条

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示決定等の期限について定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項関係

- (1) 法第83条第1項において、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にならなければならない旨を規定している。
- (2) 一方、法第108条は、法第76条から第107条において規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、法に反しない限り、条例による措置を講ずることが認められることを規定している。
- (3) よって、開示請求者の利益に資するよう、本県における開示決定等の期限は、法適用前の条例に基づく期限と同様とし、開示請求があった日から（※ 開示請求があった日の翌日から起算して）15日以内にならなければならないこととしたもの。

※ 法の規定と同様に、民法（明治29年法律第89号）第140条に規定する初日不算入の原則によること（本条例第5条及び第11条において同じ。）としているため、情報公開条例の開示決定等の期限と取扱いが異なるものとなっている。

- (4) 「開示請求があった日」とは、開示請求書が当該請求を取り扱うこととされている窓口に到達し、実施機関が了知可能な状態になった日をいう。
- (5) 開示請求があった日の翌日から起算して15日目に当たる日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日が満了日となる。
- (6) 「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」としており、開示請求書に形式上の不備があっても、補正を求めないときは、原則どおり、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならない。なお、補正を求めた場合であって、開示請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった時点以降は、もはや補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行することになる。
- (7) 「補正に要した日数」とは、実施機関が法第77条第3項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指すものであり、形式上の不備のある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は期間計算に含まれる。
- (8) 開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明らかになるものではない。例えば、保有個人情報の特定が十分かどうかは、実施機関において、開示請求書

に記載された内容により確認することが必要である。このような期間は、適法な開示請求の場合であっても必要なものであり、期間計算の中に含めている。

- (9) 保有個人情報特定されているか否かについて実施機関と開示請求者の間に認識の相違がある場合など、実施機関が補正を求め続けることにより、いつまでも開示決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。しかしながら、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて期間計算をすることとなり、いつまでも期限が到来しないという事態が生じることはない。

## 2 第2項関係（延長）

- (1) 法第83条第2項においては、正当な理由がある場合、同条第1項に定める開示決定等の期限を30日以内に限り延長することができる旨を規定している。
- (2) よって、正当な理由がある場合の開示決定等の期限の延長について、法の規定と同様に、本項のとおり定めるものである。
- (3) 「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し本条第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る保有個人情報の量の多少、②開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、④実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。
- (4) 「その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示を行うかどうかの決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。
- ア 法第86条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、保有個人情報に含まれている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合
  - イ 複数の実施機関に関係する情報が記録されているため、その実施機関の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
  - ウ 開示請求のあった保有個人情報が記録された行政文書の種類又は量が多いため、開示決定等に相当の日数を必要とする場合
  - エ 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他正当な理由のある場合
- (5) 「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指し、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から45日以内に処理をすればよいことになる。
- (6) 「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」ことについては、申請者の求めに応じ、申請に対する処分 of 時期の見通しを示すよう努めることが行政手続法（平成5年法律第88号）第9条に定められているところであるが、法では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。
- (7) 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許容されるという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求があった日から15日以内に発送することが望ましい。

- (8) 「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、「延長の理由」としては、期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

○ 個人情報の保護に関する法律

(開示決定等の期限)

第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

## 第5条

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量な場合における開示決定等の期限の特例について定めるものである。

### 【解釈・運用】

- 1 法第84条において、法第83条第1項に規定する開示決定等の期限の特例を定めていることから、同様の規定を設けるもの。なお、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間については、法第84条においては、第83条の規定により「60日以内」とされているが、県では、本条例第4条の規定により「45日以内」となるものである。
- 2 各実施機関は、それぞれ開示決定等を遂行すべき任務を負っているところであるが、本規定は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量な場合における開示請求事務の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っているものである。本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。
  - (1) 開示請求のあった日から15日以内に本条を適用する旨等を通知する。
  - (2) 開示請求のあった日から45日以内に相当の部分について開示決定等を行う。
  - (3) 相当の期間（前掲(1)の通知においてその期限を示す。）内に残りの部分について開示決定等を行う。
- 3 「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、開示請求に対し、前条第2項の規定を適用し処理期限を45日まで延長したとしても、開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。
- 4 「開示請求に係る保有個人情報著しく大量」であるかどうかは、1件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日の状況等をも考慮した上で総合的に判断する必要がある。
- 5 補正に要した日数は、「開示請求があった日から45日以内」から除かれる。

6 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

7 「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」について、「相当の部分」とは、開示請求を受けた実施機関が通常45日以内に開示決定等を行うことができる分量を意味する。著しく大量の保有個人情報の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、45日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

8 「残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」としているため、当該開示請求に係る保有個人情報の全てについて処理できない事情に鑑み、残りの部分についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。その際、実施機関は、ある程度のまとまりの部分ごとに、早く審査の終了したもものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの部分について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

9 「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」としているのは、本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、前条第1項に規定する原則的な処理期間内（補正に要した期間を除いて開示請求があった日から15日間）に必要な通知を行わなければならないこととしているためである。

なお、この書面においては、45日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、15日以内に通知しなければならないため、当該時点で45日以内に開示決定等ができる部分を的確に判断することが困難であること、45日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

#### 10 第1号関係（本条を適用する理由）

本条を適用する理由については、本条を適用することが必要となった理由について、一般の人が理解し得る程度に示さなければならない。

#### 11 第2号関係（残りの保有個人情報について開示決定等をする期限）

(1) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限については、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全ての部分についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を示さなければならない。

(2) 本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではないが、特例規定を適用する場合には、請求者に対して通知の発出時点での処理の時期の見通しを通知することが必要である。

(3) 仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての審査請求や不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別

の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

○ 個人情報の保護に関する法律

(開示決定等の期限の特例)

第84条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限



## 第6条

(開示請求に係る手数料の徴収等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条において「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件につき300円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなす。

(1) 一のファイル(公文書の管理に関する条例第5条第2項に規定するファイルをいう。)にまとめられた複数の行政文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 手数料は、法第82条各項に規定する通知があった後速やかに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 実施機関(地方独立行政法人を除く。)の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該実施機関が定める方法により納付しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る手数料の徴収等について定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項関係(開示請求に係る手数料)

(1) 法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされるとき、同条第3項の規定により、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされている。

(2) 法における手数料は、特定の者、すなわち開示請求者に対し提供する役務に対する反対給付として徴収するものであり、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から、適切な額を徴収する必要がある。

(3) 他方、法の開示請求制度の趣旨から、この制度をできるだけ利用しやすいものとすることが重要であり、手数料の額がその制約要因となることは適当ではない。

(4) 「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等、開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費等の費用が含まれる。

(5) なお、国の情報公開制度においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)の規定に基づき、開示の請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料の双方を徴収しているが、国の個人情報保護制度においては、法の規定に基づき、開示の請求に係る手数料のみを徴収する仕組みとしている。

(6) これは、法の規定に基づく開示請求は、本人自身の保有個人情報の請求に限られており、また、開示の実施に係る手数料として、従量制で徴収できなければ濫用を防止できないほど大量の情報が請求されることは通常考えられないものである一方、行政機関情報公開法に基づく開示請求は、

何人にも理由を問わずに開示請求権を付与しているため、開示の実施に要する費用が大きくなる場合が稀ではないと考えられ、受益者負担の理念を一部取り入れて、従量制の開示の実施に係る手数料を設けることが、負担の公平の観点から望ましいと考えられたものである。

(7) 本県においては、これまで、類似の制度である情報公開制度も含め、以下のような課題が顕在化していたところである。

ア 請求しておきながら閲覧にも来ない案件の件数が一定数あること。

イ 閲覧・視聴の場合でも、写し等の交付の場合と大差のない事務コストが生じていること。

ウ 情報公開制度において、民間企業等が営利目的のため業務上有用な情報の開示請求を行う例が大半を占めるなど、制度設置当初の想定とは異なる利用の実態がみられること。

(8) 以上を踏まえて検討の結果、個人情報の開示の請求に係る手数料については、国の手数料と同額としている。なお、地方独立行政法人については、法第89条第7項から第9項の規定により、手数料を別に定める必要があることから、本条の手数料に係る規定の対象とはならない。

(9) また、類似の制度である情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の規定に基づく行政文書の開示請求についても、本条例と同様に、国の手数料と同様の考え方から、令和5年4月1日以後、開示の請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料を徴収することとしている。

## 2 第2項関係（行政文書）

(1) 一のファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1通の開示請求書で行う場合には、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなすものとする。

(2) 1件の開示請求対象として特定できる保有個人情報に、特定個人情報と保有個人情報とが混在している場合、これを1件の特定個人情報として取り扱うことができる。

(3) 「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」とは、開示決定を行う実施機関の所属において、一の行政文書のファイルにまとめられているものではないが、相互に密接な関連を有すると判断される行政文書をいう。

(4) 別々の行政文書のファイルにまとめられた行政文書について、相互に密接な関連を有するか否かの判断は、各実施機関が客観的に行うことになるが、他の所属が保存していて共同作業に係るものでないもの等は、一般的には、相互に密接な関連性を有するとはいえないと考えられることから、複数の所属にまたがる開示請求については、共同作業に係るもの等でない限り、本項の適用対象とはならず、少なくとも所属単位で開示請求手数料を徴収する必要がある。

■具体的な運用については、情報公開の解釈・運用基準と記載を揃えたほうがよいので、確認してください。

**【具体的な運用】**（国の現行の運用を参考とするもの。）

○ 「行政文書1件」とは、一つの表題の下にとりまとめられた文書のことであり、本文に係る別添、参考資料なども含む。

○ 行政文書は、通例、一定期間毎（大多数は毎年4月1日から翌年3月31日迄の年度毎）・同種（同名）の文書毎にまとめられ、それぞれ一つのファイルで管理されていることから、開示請求者は、管理されているファイルが異なる期間・種類である場合、原則として行政文書毎に開示を求める必要がある。ただし、データベース等で管理している場合であって、複数年度のもの为一体

的に抽出できるような場合は、当該データベースの性質や管理方法等を鑑みて個別に判断する権限がある。

- 「一のファイル」について、同名の行政文書ファイルであっても、調製年度が異なるファイルは別個のファイルとして扱うが、複数年度の文書の一つのファイルにまとめている場合は、複数年度分まとめて「一のファイル」として扱う。

同一年度のファイルが分冊になっているものは、「一のファイル」として扱う。

**【参考】「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」について**（平成17年4月28日付け総務省行政管理局長通知「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」より）

相互に密接な関連を有する行政文書の範囲については、開示請求者の判断により決まるものではなく、当該行政文書の内容等により客観的に判断されるものであり、具体的には、次のような場合などが相互に密接な関連を有すると考えられる。（かっこ内は参考例）

- ・ 要請と応答に係るもの（申請書と処分通知書、諮問と答申等）
- ・ 訴訟、審判手続等における一事件に係るもの（一事件に係る判決、裁決等と裁判所、審判機関への提出資料等）
- ・ 参照の旨が記載されている場合の参照対象行政文書（概要・要約版と本文、本文と参考引用資料等）
- ・ 通例必要とされる一連の手続に係るもの（調達手続における入札と落札、補助金交付における決定と実績報告、出張命令と復命書）
- ・ 計画と実績に係る関係にあるもの（基本計画と実績報告書、実施計画と実施状況報告書等）
- ・ 会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料

### 3 第3項関係（納付の時期）

- (1) 請求に係る手数料については、請求時に徴収することが一般的であると考えられるが、請求時の徴収とする場合、手数料の算定等に関して県民等や実施機関の混乱を招きかねず、開示等の手続の遅延、県民等の利便性の低下、実施機関の事務負担の増加等の諸課題が懸念される。
- (2) 一方、事務対応ガイドにおいては、個人情報の開示請求に係る手数料の徴収の方法について、「例えば、実際に保有個人情報を開示する時点で徴収することも考えられる」としている。
- (3) 以上のことから、特に遠隔地の開示請求者の手続上の負担増を抑制する観点から、開示請求に係る手数料及び開示実施手数料については、開示決定等の通知があった後に、送料も含め、現金又は納付書により一括で徴収することとし、本項のように定めるものである。
- (4) よって、開示請求に係る保有個人情報について非開示とする決定をし、閲覧や写し等の交付等の「開示の実施」が行われない場合であっても、開示請求者は、非開示決定に係る通知があった後、速やかに、開示の請求に係る手数料を納付しなければならないこととなる。
- (5) なお、類似の制度である情報公開条例の規定に基づく行政文書の開示請求についても、本項と同様に、行政文書の開示決定等を受けた後速やかに納付しなければならないこととしている。

### 4 第4項関係（手数料の不還付）

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）第3条の規定に準じ、手数料の不還付について定めるものである。

## 5 第5項関係（送付に要する費用負担）

- (1) 保有個人情報記録されている行政文書の写し、複製物及び当該行政文書を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付を受ける者が送付を希望した場合は、当該送付に要する実費（郵送料等）の負担を求めるものである。
- (2) この場合において、当該送付に要する費用は、実施機関（地方独立行政法人を除く。）が定める方法により納付しなければならない。
- (3) なお、地方独立行政法人については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第28条第5項の規定により、送付に要する費用を別に定める必要があることから、本項の規定の対象とはならない。

### ○ 個人情報の保護に関する法律

（手数料）

第89条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4～6 [略]

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

### ○ 個人情報の保護に関する法律施行令

（開示請求に係る手数料）

第27条 法第89条第1項の規定により納付しなければならない手数料（第3項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 300円

(2) [略]

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなす。

(1) 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第2項第1号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 [略]

（写しの送付の求め）

第28条 [略]

2・3 [略]

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用

を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第7条

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の徴収等)

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定に基づき当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前2項の手数料で既納のものは、還付しない。

### 【趣旨】

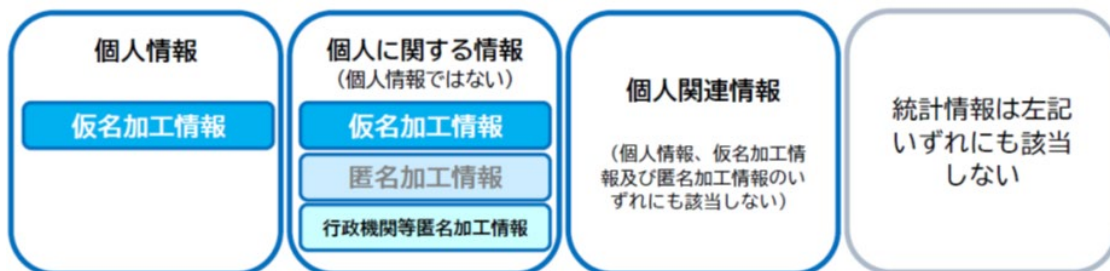
本条は、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の徴収等について定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 行政機関等匿名加工情報の概要

- (1) 「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報である。

#### 個人情報に関連する様々な情報の分類と位置づけ



- (2) 法改正により、令和5年4月1日以降、本県も含む行政機関等は、個人情報等の利活用の観点から、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、特定要件を満たす個人情報ファイルを公表し、事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供しなければならないこととされたものである。



## 2 第1項関係（法第119条第3項の規定による手数料の額）

- (1) 法第119条第3項の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。
- (2) 行政機関等匿名加工情報を提供するためには、提案に応じて、実施機関（地方独立行政法人を除く。）が個別に作業を行う必要が生じるため、本制度を利用しない者との間の負担の公平を図る観点から、適切な額の手数料を納めなければならないこととされているものである。
- (3) 行政機関等匿名加工情報については、政令において、標準額が示されており、これと同額の手数料としている。

### (4) 本文関係（基本事務に対応する金額）

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料は、提案1件当たり21,000円である。

政令第31条第1項においては、行政事務の効率化の観点と、個別の提案に要する事務に応じた公平な負担の観点のバランスを考慮しつつ、次の事務を考慮して積算している。

ア 提案の審査の事務

イ 審査結果等の通知及び契約の締結の事務

ウ 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

### (5) 第1号関係（行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額）

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価3,950円を乗じた額としている。

### (6) 第2号関係（作成委託をする場合）

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者へ委託することが考えられる。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として手数料に加算する。

- (7) なお、作成の委託をする場合、行政機関等において委託手続をするために生じる事務（例えば、委託のための文書の起案・決裁等）に必要な時間については、本条第1項第1号に規定する「行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間」に含まれ、委託を受けた者に対して支払う委託費については、同項第2号に規定する「行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に委託を受けた者に対して支払う実費」として積算する。

## 3 第2項関係（法第119条第4項の規定による手数料の額）

- (1) 法第119条第4項の規定により、第118条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、第119条第3項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。

(2) 第1号関係（追加的な利用の希望）

既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結していない者が当該行政機関等匿名加工情報の利用を希望する場合、追加的に利用を希望する者は、既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結した者と同一の行政機関等匿名加工情報の提供を受けることとなり、新規に当該行政機関等匿名加工情報を作成する必要はない。

しかし、当該行政機関等匿名加工情報の作成に要した手数料額を追加的な利用希望者から徴収しないと、追加的な利用希望者は、その部分についてはフリーライドが可能となり、行政機関等匿名加工情報制度の導入の趣旨を没却しかねない。そこで、政令では、この場合における手数料額を、当該行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を最初に行った者の手数料額と同一として定めており、本県においても、政令で定める額と同額を手数料として定めている。

(3) 第2号関係（利用目的の変更等）

他方、既に当該行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結した者が、異なる利用目的での利用や当初の利用期間を超えた利用を希望する場合には、当該行政機関等匿名加工情報の作成費用を手数料額に算入しなくても、行政機関等匿名加工情報利用のインセンティブが阻害されるおそれは乏しく、むしろ、事業の変更提案を促し、行政機関等匿名加工情報の多角的な利用を促進する観点からは、利用目的の変更に係る手数料額を低廉なものとするのが望ましいと考えられる。

この場合の手数料は、個別の提案に応じて大きく異なるものではないと考えられる結果、政令では、所要額等を踏まえた12,600円の定額としており、本県においても、政令で定める額と同額を手数料としている。

4 第3項関係（手数料の不還付）

岩手県手数料条例第3条の規定に準じ、手数料の不還付について定めるものである。

○ 個人情報の保護に関する法律

（手数料）

第119条 [略]

2 [略]

3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5～10 [略]

○ 個人情報の保護に関する法律施行令

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第31条 法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）



- 2 法第119条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
- 3 [略]
- 4 法第119条第3項の政令で定める額は、第1項に定める額とする。
- 5 法第119条第4項の同条第3項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第2項に定める額とする。

## 第8条

(死者に関する情報に係る職員等の義務)

第8条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た死者に関する情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 死者に関する情報の取扱いに従事する実施機関の職員（地方独立行政法人にあっては、役員又は職員。以下この号において同じ。）又は職員であった者
- (2) 実施機関から死者に関する情報を取り扱う業務の委託を受けた者において当該委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者
- (3) 指定管理者において公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者
- (4) 実施機関から死者に関する情報を取り扱う業務の委託を受けた者又は指定管理者から前2号に規定する業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者において当該委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者
- (5) 実施機関において死者に関する情報の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員等又は職員等であった者等に対し、その業務に関して知り得た死者に関する情報の内容について、適正に取り扱う義務を課したものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 柱書関係

- (1) 「その業務に関して知り得た死者に関する情報」とは、自ら担当する業務に関連する情報はもちろん、担当外であっても業務に関連して知り得たものも含まれる。知り得た死者に関する情報の内容は、当該死者の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、電子計算機処理されている死者に関する情報か否かも問わない。
- (2) 「みだりに他人に知らせ」とは、死者に関する情報を他人に知らせることが自己の権限に属さない場合、又は自己の権限に属する場合であっても、正当な理由なく知らせる場合などをいう。
- (3) 「不当な目的」とは、正当な業務上の行為を逸脱して、自己の利益のために死者に関する情報を利用する場合や、他人の正当な利益や公共の利益に反して死者に関する情報を利用する場合などをいう。

#### 2 第1号関係（職員等）

- (1) 地方公務員法第34条第1項（守秘義務）の規定は、実質的にも秘密として保護するに値するものに限定されるが、本条は、死者に関する情報の内容であれば秘密に該当しないものも広く対象とするとともに、一般職の職員に加え、特別職の職員にも同様な義務を課している。
- (2) 「実施機関の職員」とは、条例第2条第1号に規定する実施機関の職員であり、地方独立行政法人にあっては、役員も含む。また、常勤又は非常勤、いずれの者も含む。
- (3) 「職員であった者」とは、実施機関を退職、失職又は免職により離職した者並びに実施機関以外に出向した者をいう。

#### 3 第2号関係（受託事業者等）

- (1) 実施機関から死者に関する情報を取り扱う業務の委託を受けた者において当該委託を受けた業務に従事する者又は従事していた者についても、実施機関に準ずる守秘義務を課すものである。
- (2) これは、実施機関から死者に関する情報を取扱う業務の委託を受け、当該委託を受けた業務に従事している（又は従事していた）以上、死者に関する情報の取扱いについて、実施機関と同様の規律を確保する必要があるとの趣旨によるものである。

#### 4 第3号関係（指定管理者等）

- (1) 地方自治法第244条の2第3項に規定される指定管理者についても、同法第244条第1項に規定する公の施設の管理の業務について、死者に関する情報の守秘義務を課すものである。
- (2) 第2号に規定する受託事業者等と同様に、指定管理者において公の施設の管理の業務に従事している（又は従事していた）以上、死者に関する情報の取扱いに関し、実施機関と同様の規律を確保する必要があるとの趣旨によるものである。

#### 5 第4号関係

- (1) 実施機関から死者に関する情報を取り扱う業務の委託を受けた者又は指定管理者から前2号に規定する業務の委託を受けた者において当該委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者についても、実施機関に準ずる守秘義務を課すものである。
- (2) 本号は、再委託を行った場合に加えて、再々委託など2以上の段階にわたる委託を行った場合についても、守秘義務を課すものである。

#### 6 第5号関係（派遣労働者等）

- (1) 派遣労働者とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。
- (2) 第2号に規定する受託事業者等と同様に、派遣労働者として実施機関において死者に関する情報の取扱いに従事している（又は従事していた）以上、死者に関する情報の取扱いに関し、実施機関と同様の規律を確保する必要があるとの趣旨によるものである。

## 第9条

(死者情報の開示請求権)

第9条 死者の遺族等は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する当該死者に係る死者に関する情報（当該遺族等を本人とする保有個人情報に該当するものを除く。）の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は遺族等の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、遺族等に代わって前項の規定に基づく開示の請求（以下「死者情報の開示請求」という。）をすることができる。

### 【趣旨】

本条は、死者情報の開示請求権について定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項関係（死者情報の開示請求権）

- (1) 死者の遺族のうち、当該死者と縁故関係が特に深く一定の地位にあると認められる者（遺族等）に対し、死者を本人とする情報（当該遺族等を本人とする保有個人情報に該当するものを除く。）の開示請求権を認めるものである。
- (2) 死者に関する情報の開示請求制度は、死者の遺族等が実施機関が保有する当該死者に関する情報の内容及びその正確性等を確認する上で重要な制度である。
- (3) 死者に関する情報は、法に規定する個人情報には当たらないことから、法第76条第1項の規定とは異なり、本条による請求をすることができる者は、死者の遺族等に限定される。
- (4) 条例第2条第3項に規定する死者の遺族等に該当する限り、当該死者に係る死者に関する情報に対する開示請求権は全ての者に認められ、その権限は各人平等に取り扱われるものである。したがって、遺族間で争いがあるような場合であっても、当該死者と遺族等との関係から請求権そのものが制限されることはない。
- (5) 遺族等に対し、死者に関する情報を開示することにより、当該死者の生前の名誉その他の正当な利益を損なうおそれがある場合には、第11条第1項の規定によりその例によることとされる法第78条第1項第2号の規定により、不開示となることがある。

#### 2 第2項関係（代理人）

- (1) 死者情報の開示請求は、当該死者の遺族等からの請求により、当該遺族に対して死者に関する情報を開示する制度であるが、未成年者や成年被後見人のように、遺族等自らが死者情報の開示請求をすることが困難な場合もあることから、これらの法定代理人について代理請求を認めるものである。
- (2) また、遺族等の委任による代理人（任意代理人）による代理請求を認めることは、遺族等による死者情報の開示請求をより容易ならしめ、ひいては当該死者の生前の名誉その他の正当な利益の保護につながると考えられることなどから、死者情報の開示請求について、任意代理人による代理請求を認めるものである。

○ 個人情報の保護に関する法律  
(開示請求権)

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の  
属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 [略]

## 第10条

### (死者情報の訂正請求権)

第10条 死者の遺族等は、当該死者に係る死者に関する情報（次に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該死者に関する情報を保有する実施機関に対し、当該死者に関する情報の訂正を請求することができる。ただし、当該死者に関する情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次条第1項の規定によりその例によることとされる法第85条第3項に規定する開示決定（以下「死者情報の開示決定」という。）に基づき開示を受けた死者に関する情報

(2) 死者情報の開示決定に係る死者に関する情報であつて、次条第1項の規定によりその例によることとされる法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、遺族等に代わつて前項の規定に基づく訂正の請求（以下「死者情報の訂正請求」という。）をすることができる。

### 【趣旨】

本条は、死者情報の訂正請求権について定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 第1項関係（死者情報の訂正請求権）

(1) 死者の遺族のうち、当該死者と縁故関係が特に深く一定の地位にあると認められる者（遺族等）に対し、死者を本人とする情報の訂正請求権を認めるものである。

(2) 死者に関する情報が誤ったまま放置される場合、当該誤った情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われてしまうなど、当該死者の生前の名誉その他の正当な利益を損なうおそれがある。

よつて本条は、実施機関の保有する死者に関する情報の内容の正確性を向上させ、実施機関における死者に関する情報の適正な取扱いを確保するため、死者に関する情報に事実の誤りがあると認めるときには、当該死者の遺族等はその訂正の請求（追加の請求又は削除の請求を含む。）をすることができることを明らかにするものである。

(3) 本条は、実施機関の保有する死者に関する情報の正確性の確保を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求が可能となるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。つまり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であつて、訂正は、評価・判断には及ばない。

このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があつた場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実にあたることから、本条に基づく訂正請求の対象となり得るものである。

(4) 死者に関する情報の訂正とは、具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くこと等をいう。

#### (5) 第1号関係

ア 「次条第1項の規定によりその例によることとされる法第82条第1項の決定（以下「死者情報の開示決定」という。）に基づき開示を受けた死者に関する情報」とは、実施機関が行つた死者情報の開示決定に基づき開示を受けた死者に関する情報を指す。

イ ここでいう「死者情報の開示決定」とは、死者情報の開示請求に対し、死者に関する情報の全部を開示する決定又は一部を開示する決定のことである。

ウ すなわち、死者情報の開示請求前置主義が取られており、まず第9条の規定に基づく死者情報の開示請求を行い、死者情報の開示決定により開示を受ける範囲が明確になったものに死者情報の訂正請求の対象を限定しているものである。

(6) 第2号関係

「死者情報の開示決定に係る死者に関する情報であって、次条第1項の規定によりその例によることとされる法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」については、死者情報の開示決定に係る死者に関する情報であれば、他の法令の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから、死者情報の訂正請求の対象にすることとしたものである。

(7) ただし書関係

ア 死者に関する情報の訂正について、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによることとしたものである。

イ 「他の法令」とは、国の法令のほか条例及びこれに基づく規則等の法規も含む。

2 第2項関係（代理人）

第9条第2項に規定する代理人は、遺族等に代わって死者情報の訂正請求をすることができることについて定めるものである。その趣旨については、同項の解釈・運用に記載のとおりである。

○ 個人情報の保護に関する法律

(訂正請求権)

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2・3 [略]

第11条

(死者に関する情報の開示等の手続)

第11条 死者に関する情報の開示及び訂正の手続については、次項から第7項までに定めるもののほか、法第5章第4節第1款及び第2款の規定の例による。この場合において、法第83条第1項中「30日」とあるのは「15日」と、法第84条中「60日」とあるのは「45日」とする。

2 死者情報の開示請求又は死者情報の訂正請求（以下「死者情報の開示請求等」という。）をする者は、実施機関に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 当該死者情報の開示請求等に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していることを確認するに足りる書類

(2) 当該死者情報の開示請求等を行う者（次号において「請求者」という。）が当該死者情報の開示請求等に係る死者の遺族等に該当することを確認するに足りる書類

(3) 当該死者情報の開示請求等をする者が請求者本人であることを確認するに足りる書類

3 第9条第2項又は前条第2項の規定に基づき代理人が死者情報の開示請求等をする場合には、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、当該代理人の戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（当該死者情報の開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

4 遺族等に代わって死者情報の開示請求をした当該遺族等の代理人は、当該死者情報の開示請求に係る死者に関する情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該死者情報の開示請求をした実施機関（第1項の規定によりその例によることとされる法第85条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該死者情報の開示請求は、取り下げられたものとみなす。

6 実施機関（地方独立行政法人を除く。）に対し死者情報の開示請求をする者は、死者情報の開示請求に係る死者に関する情報が記録されている行政文書1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

7 前項に定めるもののほか、死者情報の開示請求に係る手数料の徴収等については、第6条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |             |  |
|-----|-------------|--|
| 第2項 | 開示請求をする     | 第9条第2項に規定する死者情報の開示請求をする                    |
|     | 保有個人情報の開示請求 | 死者に関する情報の同項に規定する死者情報の開示請求                  |
|     | 開示請求書       | 実施機関（地方独立行政法人を除く。）が別に定める請求書                |
| 第3項 | 法第82条各項     | 第11条第1項の規定によりその例によることとされる法第82条各項           |
| 第5項 | 開示決定        | 第11条第1項の規定によりその例によることとされる法第85条第3項に規定する開示決定 |
|     | 保有個人情報      | 死者に関する情報                                   |

8 第1項の規定によりその例によることとされる法第78条第1項第4号若しくは第94条第1項に



規定する開示決定等若しくは訂正決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求の手續については、次項及び次条に定めるもののほか、法第5章第4節第4款の規定の例による。

9 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

#### 【趣旨】

本条は、死者に関する情報の開示等の手續について定めるものである。

#### 【解釈・運用】

##### 1 第1項関係（法の規定の例による手續）

- (1) 本項は、死者情報の開示請求及び死者情報の訂正請求に関する手續について、第2項から第7項までに定めるもののほか、法第5章第4節（第1款及び第2款に限る。）の規定の例によることとした上で、規定の一部を読み替えることについて定めるものである。
- (2) 「法第83条第1項中「30日」とあるのは「15日」とする」ことについては、死者情報の開示請求についての死者に関する情報の全部を開示する決定、一部を開示する決定又は全部を開示しない決定については、当該死者情報の開示請求があった日から「15日」（以内）にしなければならないことについて定めるものである。
- (3) 「法第84条第1項中「60日」とあるのは「45日」とする」ことについては、死者情報の開示請求があった日から当該死者情報の開示請求についての死者に関する情報の全部を開示する決定、一部を開示する決定又は全部を開示しない決定を行うべき日までの期間について、本項の規定によりその例によることとされる法第83条第1項に規定する開示決定等の期限であって、前掲(2)のとおり本項において読み替える期間（15日）及び同条第2項に規定する延長期間（30日）の合計期間である「45日」（以内）とすることについて定めるものである。
- (4) 「法第5章第4節第1款及び第2款の規定の例」とは、これらの規定の細目を定める政令も含む趣旨であり、死者情報の開示請求等の手續については、これらの法の規定のほか、政令第22条から第26条及び第29条の規定の例によるものである。

##### 2 第2項関係（請求時の提示資料等）

- (1) 死者に関する情報が誤って当該死者の遺族等以外の他人に開示されてしまうと、当該死者の生前の名誉その他の正当な利益が損なわれるおそれがある。
- (2) よって、本項は、なりすましや利益相反の防止といった観点から、死者情報の開示請求等をする者は、①当該死者情報の開示請求等に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していること、②当該死者情報の開示請求等を行う者（請求者）が当該死者情報の開示請求等に係る死者の遺族等に該当すること及び③当該死者情報の開示請求等をする者が請求者本人であることを確認することのできる書類を提示等しなければならないことについて定めるものである。

##### 3 第3項関係（代理人に係る確認）

- (1) なりすましや利益相反の防止といった観点からは、代理人から死者情報に係る開示請求等があった場合において、適切に本人確認を行うことなどにより、当該死者の生前の名誉その他の正当な利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

(2) よって、当該代理人に対して、代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、代理人本人であることを確認するとともに、当該死者情報の開示請求等に関する当該死者の遺族等の代理人の資格を有することを確認するものである。

#### 4 第4項関係（任意代理人の資格喪失時の義務）

(1) なりすましや利益相反の防止といった観点から、代理人の資格について適切に確認することにより、死者情報の開示請求に関する当該死者の生前の名誉その他の正当な利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

(2) よって、本項は、死者情報の開示請求を行う任意代理人に対し、当該死者情報の開示請求に係る死者に関する情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該死者情報の開示請求をした実施機関（第1項においてその例によることとされる法第85条第1項の規定による通知があった場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならないことについて定めるものである。

#### 5 第5項関係（任意代理人の資格喪失の届出の効果）

本項は、前項による届出があった場合、当該死者情報の開示請求は取り下げられたものとみなすことについて定めるものである。

#### 6 第6項関係（死者情報の開示請求に係る手数料の額）

本項は、実施機関（地方独立行政法人を除く。）に対し死者情報の開示請求をする者は、死者情報の開示請求に係る死者に関する情報が記録されている行政文書1件につき300円の手数料を納付しなければならないことについて定めるものである。なお、当該手数料の額は、第6条第1項に規定する個人情報の開示請求に係る手数料の額と同額である。

#### 7 第7項関係（死者情報の開示請求に係る手数料の徴収等）

本項は、死者情報の開示請求に係る手数料の徴収等について、第6条第2項から第5項までの規定を準用することとした上で、規定の一部を読み替えることについて定めるものである。そのため、行政文書1件の取扱い、手数料の納付時期、手数料の不還付及び送付料については、個人情報の場合と同様である。

#### 8 第8項関係

(1) 本項は、死者に関する情報の開示決定等若しくは死者に関する情報の訂正決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求の手續について定めるものである。

(2) 第1項の規定によりその例によることとされる法第78条第1項第4号若しくは第94条第1項に規定する開示決定等若しくは訂正決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求の手續については、次項及び次条に定めるもののほか、法第5章第4節第4款の規定の例によることとするものである。

(3) 「法第5章第4節第4款の規定の例」とは、これらの規定の細目を定める政令も含む趣旨であり、死者情報の審査請求の手續については、これらの法の規定のほか、政令第30条の規定の例によるものである。

(4) なお、法第5章第4節第4款の規定のうち、法第106条第1項は行政不服審査法の規定の適用除外について定めた規定であり、また、同条第2項は同法の読替え適用について定めた規定だが、同法においては第9条第1項ただし書の規定により条例で特別の定めを置き同項の適用を除外することが許容されているものの、それ以外の規定について条例で適用除外や読替えについて定めることは許容されていないことから、法第5章第4節第4款の規定のうち法第106条第1項は、当然に例によるものから除外される。

## 9 第9項関係

- (1) 本項は、前項に規定する死者に関する情報の開示決定等若しくは死者に関する情報の訂正決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求について、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定を適用しないものである。
- (2) 行政不服審査法第9条第1項本文の規定の適用を除外し、死者情報の開示決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者（審理員）による審理ではなく、第13条の規定により岩手県情報公開・個人情報保護等審査会において審理するものである。

## 10 死者に関する情報の利用停止請求権を定めないことについて

- (1) 本条例においては、死者情報の開示請求権及び死者情報の訂正請求権について規定しているが、死者に関する情報の利用停止請求権については規定していない。
- (2) 法第98条第1項の規定による個人情報の利用停止請求権は、個人情報の取扱いに関する行政機関等の義務違反があった場合に、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止等を求めるものである。
- (3) 本条例においては、個人情報の取扱いと死者に関する情報の取扱いについては様々な差異がある（例えば、法第69条第2項第1号に規定するような「本人の同意」は、死者に関する情報については想定できない）ことなどから、法における個人情報の取扱いのような詳細な義務規定は設けず、第8条により、死者に関する情報の取扱いに係る職員等の義務を定めている。
- (4) その結果、死者に関する情報について、包括的な義務規定である第8条に違反したとする利用停止請求が想定しにくいことや、本県は市町村とは異なり死者に関する情報を多くは保有していないことなどに鑑み、本条例には死者に関する情報の利用停止請求制度は設けず、仮に類似の請求等があった場合、法第128条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情処理制度等を参考に、個別に対応することとしている。

### ○ 個人情報の保護に関する法律施行令

（開示請求における本人確認手続等）

第22条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第126条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第25条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国

との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

3 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第85条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）

第23条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法を行い、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（中略）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（開示決定の際に通知すべき事項）

第24条 法第82条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第87条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) [略]

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第82条第1項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項  
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 行政機関の長等は、法第86条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第86条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日  
(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第86条第2項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項  
(2) 法第86条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由  
（開示の実施の方法等の申出）

第26条 法第87条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第24条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の法第82条第1項の規定による通知があった場合において、第23条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第87条第3項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第87条第3項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）  
(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分  
(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日  
(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第29条 第22条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求（中略）における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と（中略）読み替えるものとする。

## ○ 行政不服審査法

（審理員）

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又

は同条第3項に規定する機関  
2～4 [略]

## 第12条

(審査会への諮問等)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があったとき（法第105条第1項各号に掲げる場合を除く。）  
。
  - (2) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。
  - (3) 特定個人情報保護評価に関し審査会の意見を聴くことが必要であるとき。
  - (4) 前条第8項に規定する審査請求があったとき（同項の規定によりその例によることとされる法第105条第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除く。）。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例の実施に関し審査会の意見を聴くことが必要であると認めるとき。
- 2 前項第1号又は第4号に掲げる場合における諮問は、法第106条第2項（同号に係る諮問にあつては、行政不服審査法第9条第3項）の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（法第106条第2項（同号に係る諮問にあつては、行政不服審査法第9条第3項）の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書が提出された場合にあつては、弁明書の写し及び当該反論書の写し）を添えてしなければならない。
- 3 第1項第1号又は第4号に掲げる場合における諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して裁決をしなければならない。
- 4 前項の裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から90日以内に行うよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）への諮問等について定めるものである。

### 【解釈・運用】

#### 1 審査会設置の背景

- (1) 法第129条において、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができるとし、審議会への諮問事項が限定されるとともに、ガイドラインにおいて、地方公共団体が個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という法の趣旨及び解釈に反するとして、個人情報の保護等に関する条例による廃止前の個人情報保護条例に定めていた個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等に係る類型的な審議会等への諮問について条例に定めてはならないとされた。
- (2) 以上のような法改正等を契機として、既存の岩手県情報公開審査会、岩手県個人情報保護審査会及び岩手県個人情報保護審議会の三審査会等を令和5年4月1日から「岩手県情報公開・個人情報保護等審査会」として統合したものである。

2 第1号関係（法の規定による開示決定等に係る審査請求についての調査審議）

- (1) 法第105条第3項の規定に基づき、実施機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会に対して諮問すべきことについて定めるものである。
- (2) 法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合とは、以下の場合である。
  - ア 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - ウ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - エ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- (3) 行政不服審査法第5章第1節第2款（審査会の調査審議の手続）の規定は、同法第81条第1項又は第2項の機関について準用されている（同法第81条第3項）。
- (4) 簡易・迅速な手続による国民等の権利利益の救済という同法の趣旨に鑑み、実施機関は、同法に基づく審査請求を受けた場合には、速やかに、不開示決定等の処分を行った理由等を整理したものを添えて、審査会に諮問する必要がある。
- (5) また、実施機関は、審査会に速やかに諮問することができるように、不開示決定等の処分を行う時点において、その理由として、審査基準の内容、該当する事実、開示等決定を行った場合に想定される支障、こうした支障が生じるおそれがあると判断した根拠について具体的かつ詳細に整理しておくことが必要である。特に、部分開示等を行う場合にはこれらを項目ごとに整理する必要がある。

○ 個人情報の保護に関する法律

（審査会への諮問）

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。）



(2)開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

### 3 第2号関係（個人情報の取扱いについての調査審議）

(1) 法第129条の規定により、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができることとされたところである。

(2) 「特に必要な場合」とは、例えば、個人情報保護制度の運用やその在り方について、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合などをいう（事務対応ガイド）。

また、個人情報保護委員会のQ&Aでは、具体的に次のような場合が想定されるとしている。

○ 国の法令やガイドラインに沿った運用ルールの細目を事前に設定する場合

○ 地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で有識者等の意見を聴く必要がある場合

○ 法の委任規定についての条例改正に当たり、有識者等の意見を聴く必要がある場合

これらを踏まえ、県においては、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合」の具体例として、以下のような場合を想定する。

ア 個人情報又は死者に関する情報の取扱いに関し、県民生活に影響を及ぼすことが見込まれる条例を制定又は改廃しようとする場合

イ 個人情報又は死者に関する情報の取扱いに係る重大又は異例に属する事案について、有識者等の意見を求めようとする場合

（例：重大な個人情報漏えい等事案への対応、条例要配慮個人情報に関する検討等）

### 4 第3号関係（特定個人情報保護評価に関する調査審議）

(1) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項において、特定個人情報保護評価を公示し、又は重要な変更を加えようとするときは、広く住民等から得られた意見を十分考慮した上で当該評価書の見直しを行った後、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他適当と認められる者の意見を聴くものとされ、当該特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときも、同様とすることとされている。

(2) 「特定個人情報保護評価に関する事項」とは、具体的には、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第5の3（3）に規定する全項目評価書の点検であり、同指針第5の3（3）イによれば、地方公共団体の作成する当該全項目評価書については、「原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による

点検を受けるもの」とされているところである。

- (4) よって、特定個人情報保護評価に関する規則に規定する必要的諮問事項に加え、特定個人情報保護評価指針に規定する任意的諮問事項についても、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会の審議事項とするものである。

○ 特定個人情報保護評価に関する規則

(地方公共団体等による評価)

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2・3 [略]

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5・6 [略]

5 第4号関係（死者に関する情報に係る審査請求についての調査審議）

本条例においては、遺族等による死者情報の開示請求及び死者情報の訂正請求を認めており、本号においては、第11条第8項に規定する死者に関する情報の開示決定等若しくは死者に関する情報の訂正決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求があったとき（同項の規定によりその例によることとされる法第105条第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除く。）、実施機関は、審査会に対して諮問すべきことについて定めている。

6 第5号関係（その他必要であると認めるとき）

- (1) 「この条例の実施に関し審査会の意見を聴くことが必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度や死者に関する情報の保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的事項の改善のほか、苦情の処理など、実施機関において、審議会の意見を聴くことが必要であると認めるときを指す。
- (2) 第2号の規定は個人情報に限定されているところ、本条例は、死者に関する情報も開示請求等の対象としているため、これも含め調査審議することの根拠規定として設けるものである。
- (3) 「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説（個人情報保護委員会事務局）」においても、法第129条の解説として、「定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことも可能と考えられる」との説明がなされている。

7 第2項関係（諮問書への弁明書（及び反論書）の写しの添付）

- (1) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条及び第30条の規定に

より、審査会に諮問した実施機関は、弁明書を作成し、又は処分庁から弁明書の提出があったときは、審査請求人等へ送付しなければならないこと、審査請求人等は弁明書が送付された場合は審査庁に反論書を提出することができることとされている。

審査請求人等に弁明書を送付する場合は、反論書の提出期限を明示し、期限経過後、速やかに、審査会に諮問するものとする。

- (2) なお、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定に基づき参加人から意見書が提出された場合は、審査会に諮問した実施機関は、審査会条例第11条の規定に基づき、審査会に当該意見書を提出するものとする。

## 8 第3項関係（答申の尊重）

- (1) 本項は、実施機関は、審査会からの答申を尊重して裁決をしなければならないことについて定めるものである。
- (2) 審査会に諮問した実施機関は、行政機関の意思決定に当たって意見を述べるものであり、答申に法的拘束力はない以上、施策等を最終的に決定し、責任を負うのは諮問した実施機関自身となるものであるが、行政への住民参加、専門知識の導入、公正の確保、利害の調整等の機能を担う第三者機関である審査会の制度的意義に鑑み、裁決に当たっては審査会の答申を尊重すべきこととしたものである。

## 9 第4項関係

- (1) 本項は、裁決は審査請求がされた日又は行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日から90日以内に行うよう努めなければならないことを定めるものである。
- (2) 行政不服審査法第44条において、実施機関は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない旨を規定する。
- (3) この裁決の期間について、審査請求事案の早期解決の要請と慎重かつ適正な審査手続の要請との均衡を勘案した結果、「90日以内」としたものである。

## 第13条

(実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年度、法及びこの条例の実施状況を取りまとめ、審査会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、法及び本条例の実施状況に関し、知事の審査会への報告の責務及び県民等への公表の責務を定めるものである。

### 【解釈・運用】

- 1 法第165条において、個人情報保護委員会は、毎年度、法の施行状況に係る行政機関の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされているが、概括的な内容にとどまると見込まれることから、県独自の取組として、法及び本条例の実施状況の公表等を行うものである。
- 2 「審査会に報告する」とは、審査会は、制度の適正かつ公正な運営に関する調査審議についても行う機関であることから、同審査会に対し、毎年度の実施状況を報告することにより、実施機関における不適正な取扱いを予防し、必要に応じた制度の見直しが不断に行われるようにするものである。
- 3 「概要」とは、各実施機関における法及び条例の実施状況そのものでなく、これを県民等にわかりやすく整理、解説したものを意味する。
- 4 公表事項としては、次の事項を、公表方法としては、岩手県報への登載、県のホームページへの掲載等をさす。
  - (1) 個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル登録簿における個人情報ファイルの登録件数
  - (2) 個人情報及び死者に関する情報に係る開示、訂正等の請求件数及びその決定状況
  - (3) 個人情報に係る利用停止の請求件数及びその決定状況
  - (4) 個人情報及び死者に関する情報に係る審査請求の件数及びその概要
  - (5) 個人情報及び死者に関する情報に係る訴訟の概要
  - (6) 行政機関等匿名加工情報の提案募集の件数及びその概要
  - (7) その他必要な事項

### ○ 個人情報の保護に関する法律

(施行の状況の公表)

第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

## 第14条

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

### 【趣旨】

本条は、本条例の実施に関し必要な事項を定める権限を各実施機関に委任することを定めるものである。

### 【解釈・運用】

- 1 実施機関は、独立して権限を行使する機関であるから、各実施機関が保有する個人情報の保護等の実施に関し必要な事項については、各実施機関が定めることとしたものである。
- 2 なお、条例の実施に関し必要な事項の内容は、法の規定に反するものであってはならないとともに、できる限り同一のものとすることが望まれることから、実施機関ごとに手続等が異なることがないよう、その制定、改正等に当たっては、整合性が図られるよう努めなければならない。

## 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(個人情報保護条例の廃止)

- 2 個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の個人情報保護条例第11条第1項に規定する開示請求、同条例第25条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第34条第1項に規定する利用停止請求又は同条例第41条第2項に規定する是正申出がされた場合における同条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに是正申出に対する措置については、なお従前の例による。この場合において、同条例第39条第1項中「岩手県個人情報保護審査会」とあるのは、「岩手県情報公開・個人情報保護等審査会」とする。
- 4 この条例の施行前に岩手県個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について岩手県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 岩手県個人情報保護審査会の委員又は岩手県個人情報保護審議会の委員若しくは専門委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 7 住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次のよう（省略）

### 【趣旨】

本条例の施行期日及び条例の施行に伴う所要の経過措置を定めるものである。